

# 大阪・関西万博 関西パビリオン和歌山ゾーン展示コンテンツ制作等業務 プロポーザル公募要領

和歌山県は、令和7年（2025年）に開催される大阪・関西万博（以下「万博」という。）において、関西広域連合が設置する関西パビリオン内への和歌山ゾーンの出展に向け、展示制作の方針や運営方針などを定めた「大阪・関西万博関西パビリオン和歌山ゾーン出展基本計画」（以下「出展基本計画」という。）を令和5年6月8日に策定・公表した。また、大阪・関西万博関西パビリオン和歌山ゾーン基本設計等業務委託を行い、「大阪・関西万博／和歌山ゾーン展示設備及び展示コンテンツの基本設計書」及び「展示設備に係る基本設計説明書及び基本設計図面」（以下「基本設計等」という。）を作成した。

本業務は、上記の出展基本計画及び基本設計等に基づき、和歌山ゾーンの展示コンテンツの詳細設計、制作等を行うことを目的とし、民間事業者等の知識・ノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に業務を実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

## 1 募集概要

### (1) 業務名称

大阪・関西万博 関西パビリオン和歌山ゾーン展示コンテンツ制作等業務

### (2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### (4) 委託上限額

91,058,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※各年度の配分は、受託者の業務計画を踏まえ、県と受託者で協議の上、決定する。

なお、令和5年度分は全体の3分の1以内とする。

※県と受託者で協議の上、必要性が認められた場合、前払いも可能とする。

## 2 スケジュール

令和5年9月19日（火） 公募開始、質問受付開始

令和5年9月29日（金）12時 説明会参加申込締切

令和5年9月29日（金）14時30分 説明会開催

令和5年10月4日（水） 質問受付締切、応募申込書の提出締切

令和5年10月6日（金） 質問回答

令和5年10月20日（金） 提案書類提出締切

令和5年10月26日（木） 選定委員会（予定）

令和5年10月下旬頃 契約締結、事業開始

令和8年3月31日（火） 事業終了

### 3 公募参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であることとします。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、(1)から(6)までの要件については構成員全員が該当する必要があり、(7)及び(8)の要件については構成員のうち1人以上が該当する必要があります。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であつて、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(7) 本プロポーザルに参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(8) 過去5年間に本業務に類似する事業の実績を有していること。（類似する事業とは、イベント、展示会等における展示物の企画又は設計等の実績を指す。）

### 4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和5年9月19日（火）から令和5年10月4日（水）12時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで）

最終日は12時までの配布となりますので、御注意ください。

イ 配布場所及び受付場所

和歌山県 商工観光労働部 商工労働政策局 万博推進課

住 所：〒640-8585 和歌山市小松原通 1 - 1 和歌山県庁本館 2 階  
電話番号：073-441-2702

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、ホームページ  
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060400/d00214257.html>)  
からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

令和 5 年 9 月 19 日 (火) から令和 5 年 10 月 20 日 (金) 12 時まで  
応募申込書については「8 プロポーザルの応募申込み」を参照  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。10 時から 17 時まで)  
最終日は正午までの受付となりますので、御注意ください。

オ 提出方法

書類は、郵送又は持参してください。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し及び受  
領の記録が残る方法に限ります。

なお、郵送にて提出した場合は、受領確認を万博推進課あてに電話により行ってください。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 応募申込書 (様式 1)

イ 企画提案書 (様式自由) 【表紙を除き A4 判・片面印刷 15 枚以内とする。】

ウ 見積書 (様式自由) 【見積りに係る積算内訳も提出すること】

エ 提案者の概要書 (様式 2)

オ 誓約書 (様式 3)

カ 直近 5 か年における、類似する事業の契約書の写し

キ 役員等に関する調書 (様式 4)

ク 法人にあっては財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれ  
に準ずる書類 (直近 1 年分)、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し (直近 1 年分)

ケ 法人にあっては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人に  
あっては住民票

コ 印鑑証明

サ 消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明 (発行後 3 か月以内のもの)

シ 都道府県税について未納がない旨の証明書 (発行後 3 か月以内のもの)

ス 共同企業体 (JV) にあっては、共同企業体協定書の写し

※ キ～シは、和歌山県の入札参加資格があれば省略可

(3) 提出書類の留意事項

ア 正本 1 部、副本 10 部を提出すること。〈持参・郵送〉

イ 県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(4) 応募書類の返却

応募書類は、理由の如何を問わず、返却しませんので御了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本はそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。ホッチキス止めは行わず、必ずA4ファイルに綴るようにしてください。また、応募書類のデータについても、電子メールにより提出してください。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「大阪・関西万博 関西パビリオン和歌山ゾーン展示コンテンツ制作等業務」提案書  
株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後に書類を取り替えることは認めません（和歌山県が補正等を求める場合を除く。）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとします。

## 5 提案を求める事項

和歌山ゾーンの展示コンテンツの詳細設計、制作等に係る次の事項について提案すること。

(1) 展示コンテンツ設計について

ア トーテムに投影する映像について提案すること。

イ 中央ステージでのパフォーマンスについて提案すること。

ウ カウンターバーで提供するフードメニューについて提案すること。

エ カウンターバー壁面の意匠について提案すること。

※ ア、イ、ウの提案について、少なくとも、アは映像作品に素材を提供するアーティストを3名程度、イはウィークごとのコンテンツをそれぞれ3件程度、ウはコラボレーション企画におけるシェフを3名程度を候補としてそれぞれ提案すること（基本設計等において記載している者、コンテンツは除く。）。ただし、単に候補者又はコンテンツを挙げるのではなく、それらをどのように活用し、出展基本計画及び基本設計等を踏まえ、万博に相応しい提案となっているかに重点が置かれることに留意すること。

(2) 事業推進の考え方について

ア 別添仕様書の項目「5. 業務内容」に掲げる各業務項目の遂行に当たっての体制について提案すること。

イ 業務に係る全体スケジュールについて提案すること。また、全体スケジュールの中でスケジュールの短縮策があれば併せて提案すること。

## 6 事前説明会

本プロポーザルに参加を希望する者に対して、説明会を開催しますので、次のとおり参加申込みを行ってください。

なお、説明会への出席は、本プロポーザル参加の条件としますので、説明会に出席しなかった場合、本プロポーザルに参加できません。

(1) 開催日時

令和5年9月29日（金）14時30分から（1時間程度）

(2) 開催場所

和歌山県庁 東別館 5階 会議室5-A

（住所：和歌山県和歌山市小松原通1-1）

(3) 申込方法

参加団体名、参加者職氏名、電子メールアドレスを記載の上、電子メールでお申し込みください。

件名に「【説明会申込】大阪・関西万博 関西パビリオン和歌山ゾーン展示コンテンツ制作等業務」と記載してください。

なお、受領確認を、万博推進課あてに電話により行ってください。

※口頭、電話による申込みは受け付けません。

※説明会実施時に質疑応答は行いません。質問は電子メールでお願いします。

※説明会への出席者は1者当たり2名以内とします。

(4) 説明会への申込期限

令和5年9月29日（金）12時まで

(5) 電子メールアドレス e0604001@pref.wakayama.lg.jp

## 7 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年10月4日（水）12時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：e0604001@pref.wakayama.lg.jp）で受け付けます。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで）

なお、受領確認を、万博推進課あてに電話により行ってください。

受け付けた質問は、後日、事前説明会参加者全員に対し、メールにより回答します。ただし、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから回答できません。

## 8 プロポーザルの応募申込み

(1) 受付期間

プロポーザルに参加の意思のある事業者については、令和5年10月4日（水）12時までに、応募申込書（様式1）を提出すること。

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：e0604001@pref.wakayama.lg.jp）で受け付けます。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで）

なお、受領確認を、万博推進課あてに電話により行ってください。

## 9 審査の方法

(1) 審査方法

ア 審査は、書類審査（一次審査）及びプレゼンテーション審査（二次審査）により行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

イ 応募者が5者以上であった場合、書類審査において、(2)の審査基準に掲げる項目について審査の上、評価の高い5者を選定します。

ウ プレゼンテーション審査は、(2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。

エ 最優秀提案者は、特別の理由がない限り、契約候補者に決定します。

オ プロポーザル参加事業者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定します。

## (2) 審査基準

<b>①提案内容の妥当性及び充実度</b>
(1) <b>【トーテムに投影する映像の提案】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「出展基本計画」及び「基本設計等」を正しく理解した提案となっているか。</li><li>・トーテムに投影する映像のイメージについて、魅力ある提案となっているか。</li><li>・映像作品に素材を提供する候補者は、和歌山県の魅力を発信するのに適切な選定か。</li><li>・実現性の高い、具体的な提案となっているか。</li></ul>
(2) <b>【中央ステージパフォーマンスに関する提案】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「出展基本計画」及び「基本設計等」を正しく理解した提案となっているか。</li><li>・候補となるコンテンツは、和歌山県の魅力を発信するのに適切な選定か。</li><li>・日々の公演スケジュール感や演出イメージを含めた全体像が魅力ある提案か。</li><li>・実現性の高い、具体的な提案となっているか。</li></ul>
(3) <b>【カウンターバーで提供するフードメニューの提案】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「出展基本計画」及び「基本設計等」を正しく理解した提案となっているか。</li><li>・フードメニューのイメージは、和歌山県の魅力を発信できる内容か。</li><li>・コラボレーション企画のシェフ候補者は、和歌山県の魅力を発信するのに適切な選定か。</li><li>・各種制限を踏まえた、実現性の高い、具体的な提案となっているか。</li></ul>
(4) <b>【カウンターバー壁面の意匠に関する提案】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「出展基本計画」及び「基本設計等」を正しく理解した提案となっているか。</li><li>・提案された意匠は、和歌山県の魅力を発信できるものか。</li><li>・実現性の高い、具体的な提案となっているか。</li></ul>
(5) <b>【独自提案や事後活用の提案など】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「提案を求める事項」として列挙した上記（1）から（4）までのほかに、「展示コンテンツ」の範囲において、和歌山県の魅力を発信するコンテンツの提案はあるか。</li><li>・ユニバーサルデザイン、SDGsを考慮した提案がなされているか。</li><li>・展示コンテンツに係る万博終了後の利活用についての提案がなされているか。 （展示設備と展示コンテンツを一体としての利活用の提案も可）</li></ul>
<b>②展示コンテンツ制作等業務の実施体制</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業を適切に実施することが可能な提案内容であるか。</li><li>・業務実施体制、人員配置及び実施プロセス（スケジュールを含む）が適切な提案となっているか。</li></ul>
<b>③類似業務実績</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・過去（公募以前5年以内）に類似する事例に取り組んだ実績があるか。</li><li>・当該実績は本業務を適切に完遂できると推測するに十分な。</li></ul>
<b>④地域への貢献度</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・応募者が和歌山県内企業である、又は、共同企業体に県内企業を含んでいるか。</li><li>・県内の企業を活用する、又は、県内に事務所を構える等、地域経済への貢献はあるか。</li></ul>
<b>⑤見積書の内容</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・単価や数量が適正に見積もられているか。</li></ul>

## ⑥事業目的・内容の理解度

- ・事業目的等を正しく理解した上での提案になっているか。
- ・そのほか、特別に評価すべき点があるか。

### (3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ 2つ以上の提案を提出した場合（応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合を含む。）
- カ そのほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 10 契約手続きについて

- (1) 選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結します。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者と協議します。

- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

- (3) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、和歌山県財務規則第93条に該当する場合は契約保証金を免除します。